

千葉県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成27年3月13日

千葉県監査委員	宮	下	公	夫
同	宮	原	清	貴
同	小	川	智	之
同	川	岸	俊	洋

26千総総第866号  
平成27年3月9日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様  
同 宮原 清貴 様  
同 小川 智之 様  
同 川岸 俊洋 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成25年度監査報告第1号及び第13号並びに平成26年度監査報告第7号及び第8号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 積算について改善すべき事項</p> <p>ア 諸経費の積算を適正に行うべきもの [建設局：宮野木町108号線外1道路改良工事]</p> <p>土木工事積算基準によると、工事費における諸経費の算出は、直接工事費などの対象額に経費率を乗じて得た額とされているが、地質分析費や水質分析費などについては、共通仮設費に積み上げて計上することとされ、現場管理費及び一般管理費における対象額からは控除して積算することとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、場外へ搬出する現場発生土に含まれる六価クロムや有機リンなど有害物質の含有量を調査するための地質分析費について、共通仮設費には積み上げて計上していたものの、現場管理費及び一般管理費における対象額からは控除していなかった。</p> <p>諸経費の積算については、土木工事積算基準に基づき適正に行われたい。</p>	<p>諸経費の積算については、平成26年10月9日に土木部技術管理課長から工事担当課長等に対し文書で通知し、土木工事積算基準に基づき適正に行うよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>なお、地質分析費等の環境測定分析費が計上された場合の諸経費が自動計算されるよう、土木工事積算システムを改良し、平成26年10月から運用開始した。</p>
<p>(2) 施工について改善すべき事項</p> <p>ア 土砂運搬における運搬計画の届出を適正に行うべきもの[建設局：金親町69号線道路新設工事（25-1）]</p> <p>千葉市土砂運搬適正化対策要綱によると、市長は、5,000立方メートル以上の土砂の運搬を行おうとする運搬事業者に対し、土砂運搬による騒音及び振動等によって生活環境が損なわれることなどを防止するため、土砂の運搬を行おうとする日の30日前までに、運搬路線を示す図面、交通監視員及び道路清掃員の配置図等を添付した運搬計画を届け出させるものとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、道路を新設するため、6,500立方メートルの土砂を掘削し場外へ搬出したにもかかわらず、届け出させていなかった。</p>	<p>土砂運搬における運搬計画の届出については、平成26年10月31日に道路部長から道路部各所属長に対し文書で通知し、千葉市土砂運搬適正化対策要綱に基づき、適正に行うことについて受注者を指導するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p>

<p>た。</p> <p>土砂運搬における運搬計画の届出については、千葉市土砂運搬適正化対策要綱に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>イ 下水道工事における路床部の施工を適正に行うべきもの〔建設局：下水道排水施設工事（神明雨水25-4工区）〕</p> <p>道路法施行規則によると、占用のために掘削した土砂の埋戻しの方法は、各層ごとにランマーその他の締固め機械又は器具で確実に締め固めて行うこととされ、層の厚さは原則として30センチメートル以下、路床部にあっては20センチメートル以下とするとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、道路を掘削し、下水道管等を布設した後、土砂を埋め戻す際に、路床部の各層の厚さを20センチメートル以下とすべきところ、30センチメートルごとに締め固めていた。</p> <p>下水道工事における路床部の施工については、道路法施行規則を遵守し、適正に行うよう受注者を指導されたい。</p>	<p>下水道工事における路床部の施工については、平成26年11月6日に下水道建設部長から下水道建設部各所属長に対し文書で通知し、道路法施行規則を遵守し、適正に行うことについて受注者を指導するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p>
<p>ウ 特定建設作業に係る届出を適正に行うべきもの〔建設局：排水施設改良工事（宇那谷調整池25-1工区）〕</p> <p>騒音規制法及び振動規制法によると、さく岩機などを使用し、騒音及び振動を発生させる特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、騒音及び振動の防止の方法などを市長に届け出なければならないとされている。</p> <p>しかしながら、本工事においては、さく岩機を用いてコンクリート構造物を取り壊す特定建設作業を行っていたにもかかわらず、届出を行っていなかった。</p> <p>特定建設作業に係る届出については、騒音規制法等を遵守し、適正に行うよう受注者を指導されたい。</p>	<p>特定建設作業に係る届出については、平成26年11月6日に下水道建設部長から下水道建設部各所属長に対し文書で通知し、騒音規制法等を遵守し、適正に行うことについて受注者を指導するよう、所属職員へ周知徹底を図った。</p>